

旭川市立豊岡小学校
いじめ防止基本方針



令和6年度版
(令和6年4月 改定)
(令和6年7月 改定)

【目 次】

はじめに	1
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
2 市立学校の責務	2
3 いじめの理解	3
第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組	
1 本校のいじめの実情及び2024年度の目標	4
2 児童が主体となった取組の推進	5
3 学校いじめ対策組織の設置	6
4 いじめ防止の取組	7
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	8
6 いじめへの対処	11
7 いじめの解消	12
8 家庭や地域、団体との連携	14
9 関係機関との連携	
10 いじめの重大事態への対応	15
11 インターネットを通じて行われるいじめへの対処	17
12 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表	
13 学校いじめプログラム	

【資料】

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、いじめが起こった背景にも目を向け、どの子どもにも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところで

す。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻くすべての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「旭川市いじめの防止基本方針（以下「市の基本方針」という。）」「旭川市の新たないじめ防止対策（旭川モデル）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市においては、法の基本理念を踏まえ条例第3条に規定した基本理念の下、全ての市民がそれぞれの役割と責任を自覚し、いじめから児童生徒の生命と尊厳を守ることができる社会の実現を目指します。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 市立学校の責務

本市においては、条例により、市立学校の責務が次のとおり定められています。

第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

- 2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。
- 3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校においても、市立学校の責務を果たすべく、学校いじめ防止基本方針を策定し、その推進に努めて参ります。

3 いじめの理解

（１） 「いじめ」等の定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について、次のように定義しています。
なお、「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた児童生徒の主観を重視した定義としています。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、市内に所在する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- (4) 市立学校 旭川市立小中学校設置条例（昭和39年旭川市条例第22号）に規定する小学校及び中学校をいう。
- (5) 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (6) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- (7) 市民等 市内に住所を有する者、市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者及び市内において事業を営み、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童生徒の立場に立

つことが必要です。「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努めるなど、条例に記載されている留意点を踏まえ判断することが重要です。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、児童一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感注や自己肯定感注の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできません。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び2024年度の目標

昨年度、本校ではいじめと認知された事例が89件ありました。一昨年度よりも50件ほど多くなっていますが、これは、積極的認知の方針により、小さな出来事も見逃さない、いじめの早期発見を進めている結果です。多くは、冷やかしかからかい、悪口など、言われたことに対して、傷ついているという内容。また、軽くぶつけられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりしたという内容でした。全ての事案で、関係児童の心のケアと再発防止に向けた指導を重ねていった結果、いじめは解消しました。

全校的には前後期合わせて3回のいじめ実態調査を行いました。また、6月と10月に児

童との面談方式による教育相談を実施しました。その結果、いじめにつながる可能性のある事例を早期に発見し、当該児童への指導支援等を行うなど、教職員一丸となり対応した結果、いじめの発生を未然に防ぐこともできました。

アンケートの結果では、質問項目『『いじめ』はどんなことがあっても許されない』について、「わからない」という回答が数名ありました。全体的にはいじめ行為に対する正しい認識は定着していると言えますが、一方で「いじめの芽は、どの児童にも生じ得る」という立場の下、些細な言動や行為がいじめにつながっていくという意識と、「いじめは絶対に許されない」という考えを全員に定着できるよう、今後も指導を継続していく必要があります。

また、数は少ないものの「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した児童がいました。もし、いじめを受けた時また目にした時、一人で悩まずに誰かにすぐ相談することの大切さを今後も繰り返し伝えていきます。

以上の点を踏まえ、本校では2024年度の目標として、

子どもたちの笑顔を守る！

●未然防止 ●早期発見 ●迅速な対応

を目指します。具体的には、

- 学校経営方針の下、全職員の姿勢「見過ごさない・放置しない・抱え込まない」という意識を高める研修を推進します。
- 全員遊びの定例化など子ども同士の絆づくりと道徳の授業や日常の指導における規範意識の向上に努め、子ども間の関わり合いを強めます。
- 面談方式による教育相談の実施やいじめアンケートの活用を行い、その兆候を見逃さず、いじめを未然に防ぎます。
- 警察署と連携した情報モラル教育を例年よりも早期に行うなど、コミュニケーションツールの正しい使用法を身に付け、トラブルの防止に努めます。

2 児童が主体となった取組の推進

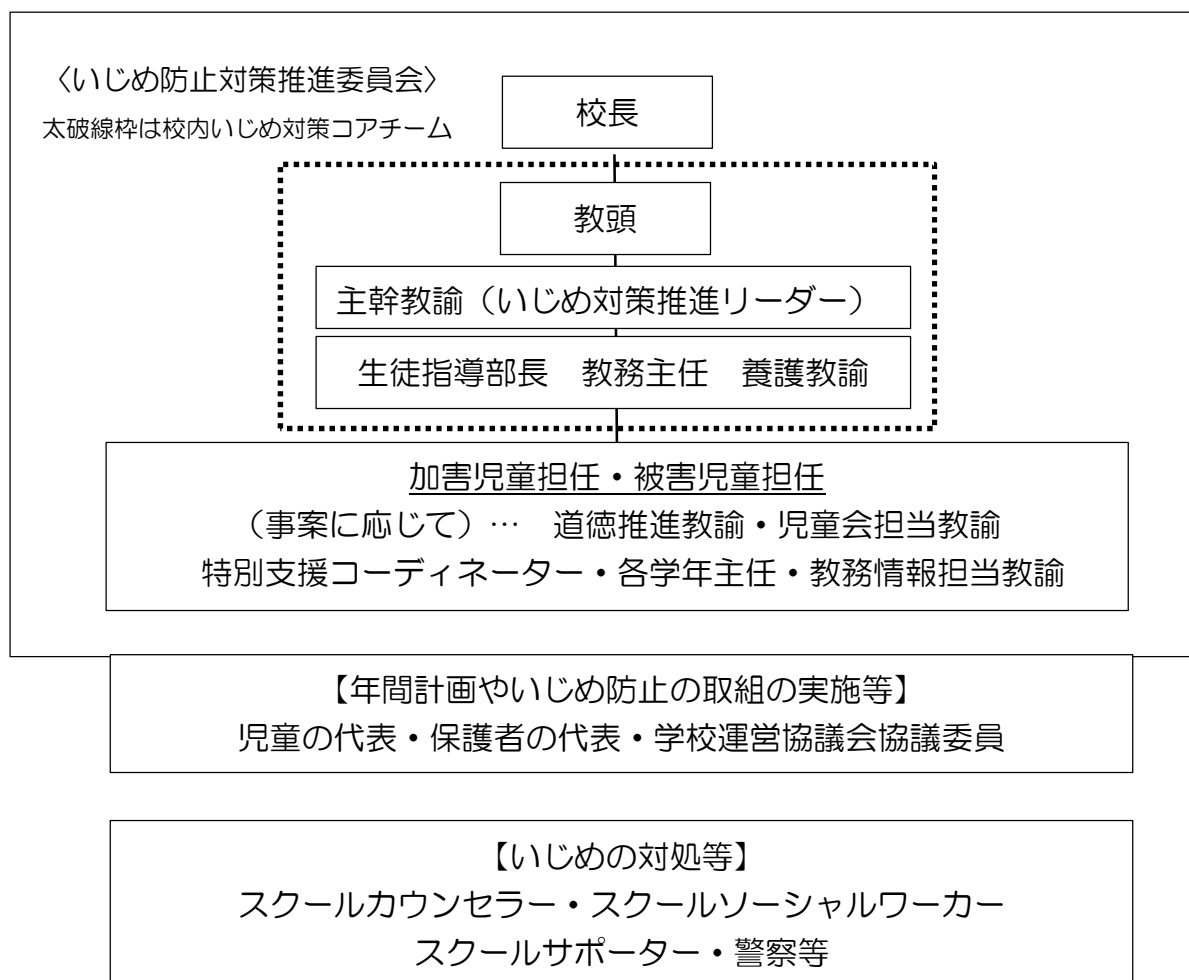
平成29年度より、児童会を中心として企画した「ストップいじめ宣言」を集会活動で実施しています。また、集会後児童一人一人が「学校いじめ防止基本方針（児童版）」に宣言と自分の取組を記入しています。さらに昨年度は、各学級で「いじめ防止標語」を作成し、年間通じて廊下に掲示することで、いじめに対する意識を高めてきました。

本年度も児童自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を進めます。



3 いじめ防止等の対策のための組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織（いじめ防止対策推進委員会）の構成



本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員による常設の「いじめ防止対策推進委員会」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施の際に、児童や保護者の代表、地域住民の代表として学校運営協議会協議委員などを加えて組織を構成し、いじめの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

(2)「いじめ防止対策推進委員会」の役割

1 未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

2 早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ) いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対する事前アンケート調査の見直し、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめが解消に至るまで、被害児童の支援継続に係る支援内容・情報共有・教職員の役割分担等を含む対処プランの策定と実行

オ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導・対応方針の決定と保護者との連携等の対応の組織的な実施

3 学校いじめ防止基本方針に基づく取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施等と見直し

エ) 「いじめ防止対策推進委員会」の実施による会議の内容の記録、整理・保管

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。

イ いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、周知を図るなどして、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できるような取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

ア 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。

- (主な取組)
- ・警察と連携した非行防止教室の実施
 - ・CAPあさひかわによる人権教育プログラムの実施
 - ・生命（いのち）の安全教育の実施
 - ・SNSの適切な利用に係る学習
- イ 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

（３）いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。
- イ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

（４）自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ア 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができ、機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- イ 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ウ 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

※１ 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※２ 自己肯定感…「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

５ いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、「いじめ防止対策推進委員会」にて積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- いじめに係る各種アンケートの実施と結果の分析を行います。いじめの兆候を発見した場合、即対応します。
- 年2回面接方式による教育相談を実施し、児童一人一人と話し合う時間を設けます。(計画外でも教育相談を随時実施できる)
- いじめの兆候に際し、児童との聞き取りと共にチェックリストを活用することによって客観的に事実を把握し、積極的に認知を進めます。
- 担任は、日常より児童と積極的に関わることによって、変調を見逃さないように努めるとともに、相談しやすい雰囲気を作ります。
- アセスメントツール等を活用した。児童のストレスチェックに取り組み、児童理解に努めます。
- 児童及び保護者に保健室(養護教諭)や相談室(スクールカウンセラー等)の利用や担任だけではなくすべての教師への相談が可能なことや関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

生徒氏名

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… | [|] |
| ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に
行きたがる。…………… | [|] |
| ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は
訪問する。…………… | [|] |
| ☐ 教職員のそばにいたがる。…………… | [|] |
| ☐ 登校時に、体の不調を訴える。…………… | [|] |
| ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… | [|] |
| ☐ 交友関係が変わった。…………… | [|] |
| ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたり
する。…………… | [|] |
| ☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… | [|] |
| ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。…………… | [|] |
| ☐ 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… | [|] |
| ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、
隠されたりする。…………… | [|] |
| ☐ 体に擦り傷やあざができて有的时候がある。…………… | [|] |
| ☐ けがをしている理由を曖昧にする。…………… | [|] |

授業や給食の様子

生徒氏名

- | | | |
|---|---|---|
| ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… | [|] |
| ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…… | [|] |
| ☐ 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。 | [|] |
| ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。 | [|] |
| ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 | [|] |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… | [|] |

清掃や放課後の様子

生徒氏名

- | | | |
|---|---|---|
| ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… | [|] |
| ☐ ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…… | [|] |
| ☐ 一人で下校することが多い。…………… | [|] |
| ☐ 一人で部活動の準備や後片付けをしている。…………… | [|] |
| ☐ 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言出す。 | [|] |
| ☐ 部活動の話題を避ける。…………… | [|] |

主な相談窓口

◆子どもSOS電話相談(旭川市いじめ防止対策推進部)

<電話番号> 0120-126-744

<受付時間> 月～金 8:45～17:15

◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)

<電話番号>

0120-3882-56

<受付時間>

毎日24時間

◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)

<電話番号>

0120-007-110(ゼロゼロなな の ひゃくとおばん)

<受付時間>

月～金 8:30～17:15

◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)

<電話番号>

0120-007-110(ゼロゼロなな の ひゃくとおばん)

<受付時間>

月～金 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター(旭川少年鑑別所)

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

月～金 9:00～16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

月～金 9:00～17:00

- ◆今年度、スクールカウンセラーが本校で相談を受け付けます。
現在、日時を調整中です。決まりましたら、お知らせいたします。

6 いじめへの対処

いじめの発見や通報後は、児童や保護者が安心できるよう、組織的に対処することが必要です。いじめを受けた児童の安全を確保します。また、保護者に連絡し今後の対応等を説明し信頼関係維持に努めます。状況の把握や事実確認、児童への指導等を進めます。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- イ いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- ウ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- ア いじめられた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- イ いじめられた児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ウ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った児童及びその保護者への支援

- ア いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- イ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ウ 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- エ いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- オ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(4) 性に関わる事案への対応

- ア 他の事案と同様に、いじめ防止対策推進委員会において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対応を行います。
- イ 事案の対処には、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- ウ 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- エ チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

(5) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

- ア 教育委員会を窓口とし、各学校との緊密な連携を図ることで、学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、事案の解決に努めていきます。

7 いじめの解消

『第1章』、『2』、『(4) いじめの解消』(P3)においても記載しました通り、単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。
- 上記の時点で、いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

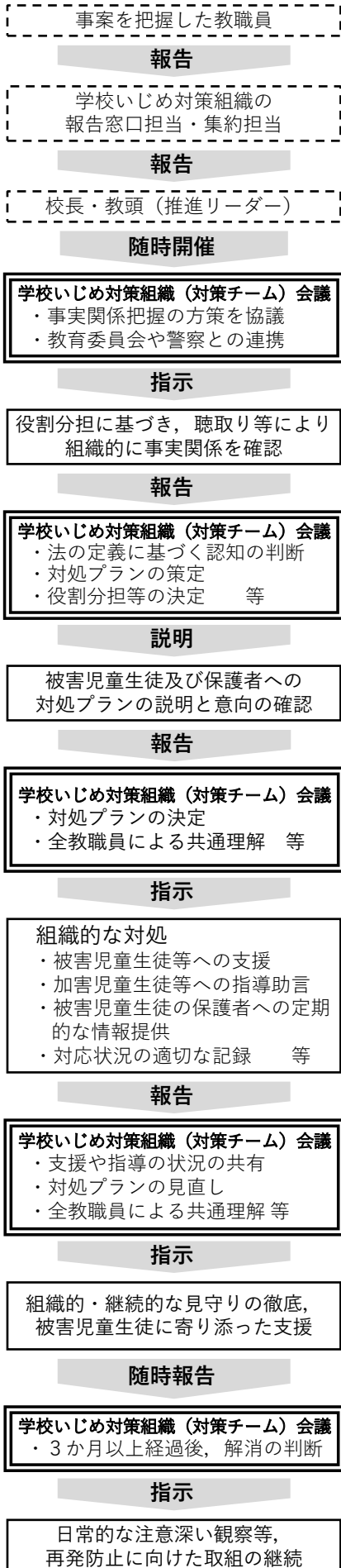
いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど児童や学級等の観察を注意深く続けます。また、いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

いじめ事案対応フロー

事案の把握から認知まで

認知後の対応

解消とその後の見守り



把握した情報の速やかな報告

- いじめの疑いのある事案を把握した教職員は、速やか（当日のうち）に、報告窓口担当（いじめ対策推進リーダー等）に報告します。教職員が情報を抱え込むことは法第23条第1項に反する行為です。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催①

- いじめの疑いのある事案について報告を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織会議（又は、対策チーム会議）を開催し、いじめの事実関係把握の方策を協議します。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
- 困難ケースに該当する事案については、教育委員会に速報します。
- ※ いじめの定義の3要件を満たす場合は、この時点で積極的かつ幅広く認知した上で、組織的に対応します。

組織的な事実関係の確認

- 役割分担に基づき、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、組織的にいじめの事実の有無を確認します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催②

- 事実確認を踏まえ、法の定義に基づき、いじめの認知を判断します。
- いじめを受けたとされる児童生徒が事実確認を望まない場合や、関係児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる行為の認定に至らないときであっても、いじめ事案として積極的に認知します。
- 認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童生徒の保護者に連絡します。

教育委員会への報告

いじめ（疑いを含む）事案全て報告
困難ケースに該当する事案の概要の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催③

- いじめと認知した場合は、当該児童生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認した上で、支援や指導助言の内容や、情報共有の在り方、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。

組織的な対処

- 策定した対処プランに基づき、いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援や、いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言、周囲の児童生徒への指導等を組織的・継続的に行います。必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など、専門家と連携した支援を行います。
- いじめを受けた児童生徒が、いじめ事案を理由に欠席したと疑われる場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、困難ケースとして教育委員会に速報します。

教育委員会への報告

認知した全ての事案の状況の毎月の報告
困難ケースに該当する事案の状況の毎週の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催④

- 毎月定例の学校いじめ対策組織会議において、支援や指導の状況を共有し、必要に応じて、対処プランの見直しを行います。

いじめを受けた児童生徒と保護者への状況確認

- 認知後に設定した見守り期間（少なくとも3か月）の経過後、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対し、①いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していること、②その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により丁寧に確認するとともに、今後も見守りを継続的に行うことを説明します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催⑤

- 上記①及び②について情報共有し、いじめの解消を判断します。
- 解消とならない場合は、対処プランを見直し、見守り等を継続します。
- いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に関係児童生徒の様子を注意深く観察します。

8 家庭や地域、団体との連携

学校いじめ防止基本方針を参観日後の保護者懇談会等において説明を行います。また、学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載し、家庭や地域に対していじめの問題の重要性について認識を広めます。いじめ防止基本方針の策定にあたり、PTA 及び学校運営協議会と連携します。合わせて、いじめの防止等に関わる児童の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。

9 関係機関との連携

民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見への貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果については教育委員会に報告します。

10 いじめの重大事態への対応

(1) 重大事態とは

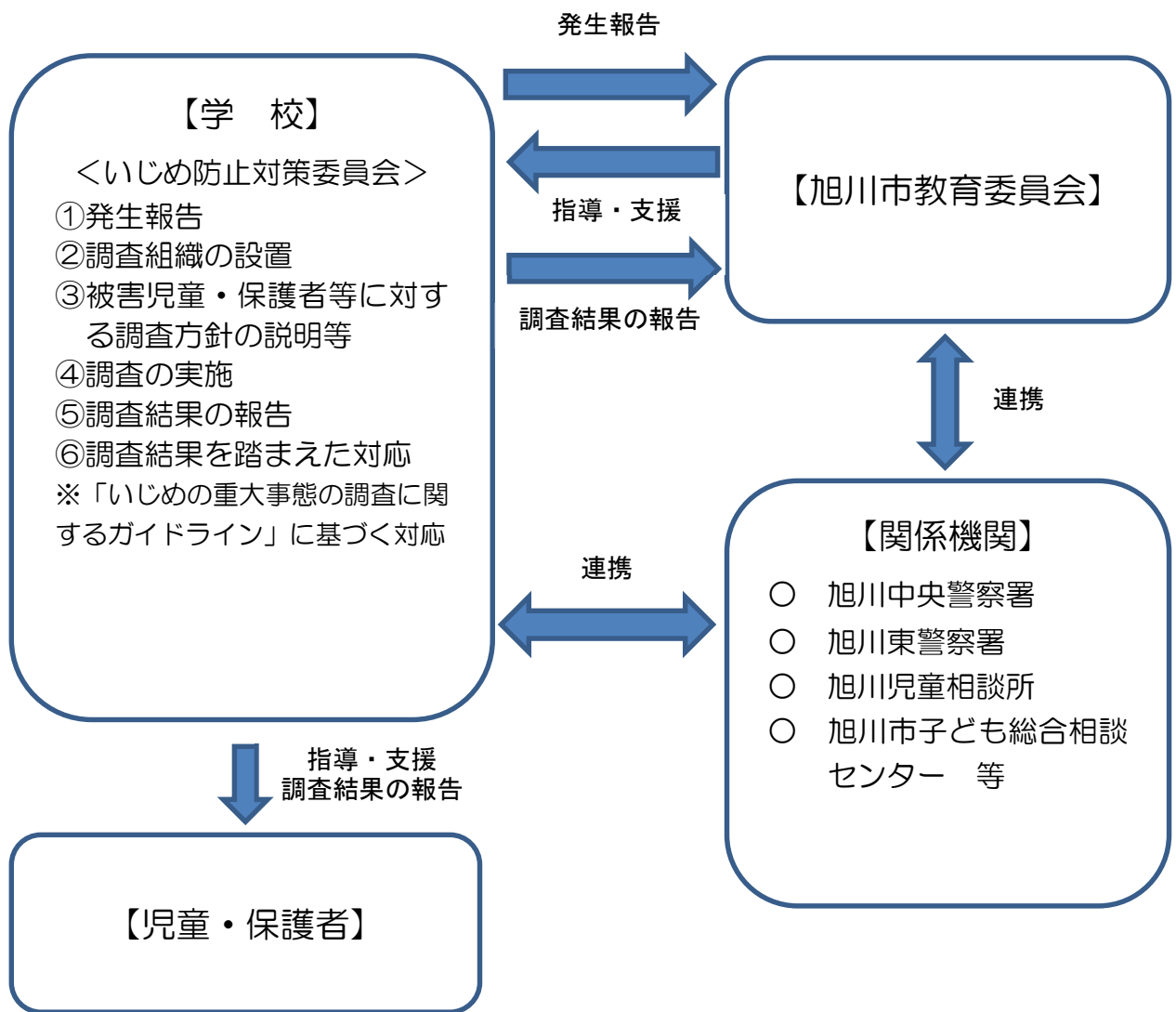
「いじめの重大事態」とは、以下の状態の場合です。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ウ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。
*重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

(2) 学校における重大事態の対処

- ア 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- イ 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ウ 調査結果は、被害児童及び保護者に対して適切に提供します。

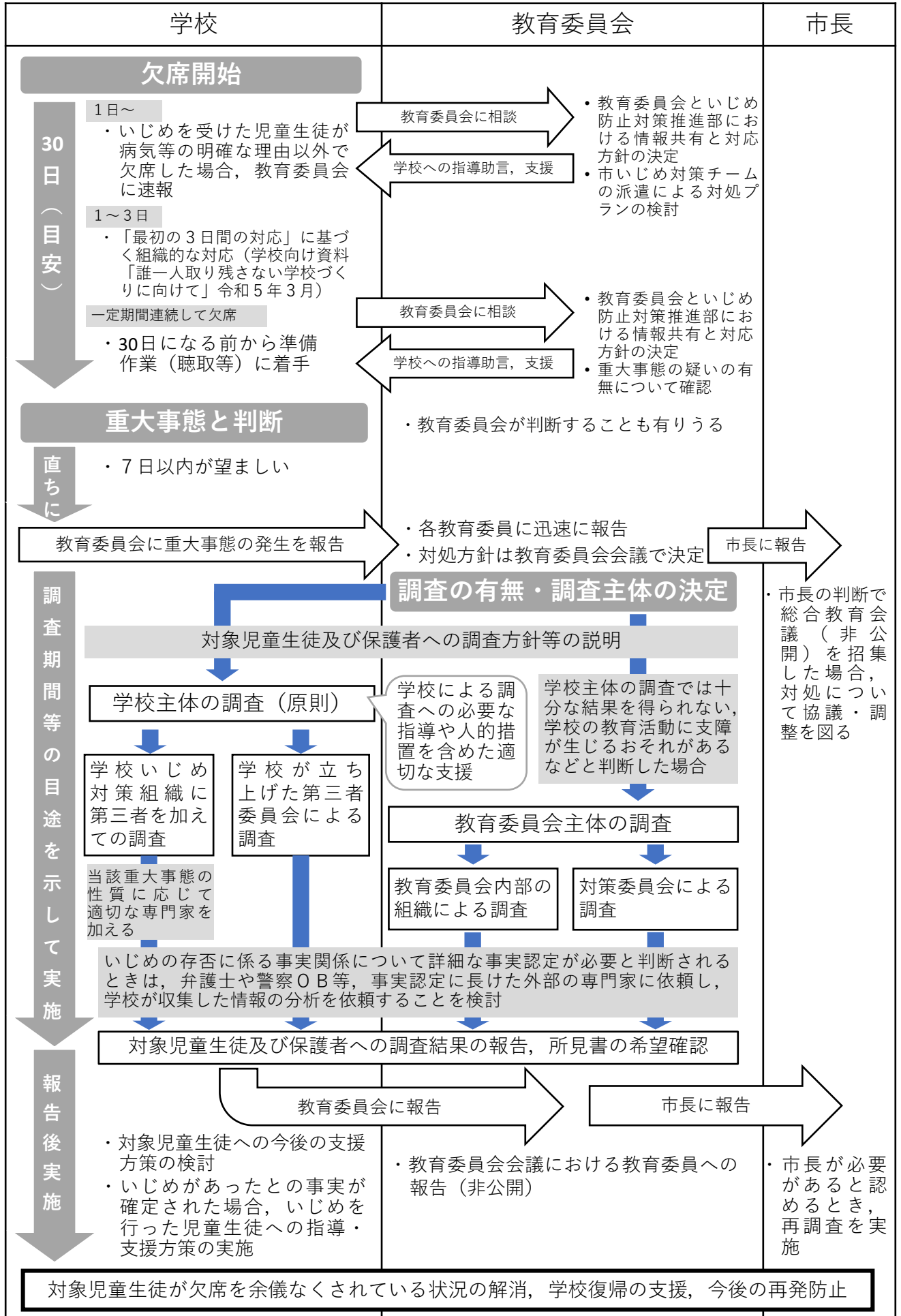
豊岡小学校重大事態対応フロー



（３）不登校重大事態に係る対応

不登校重大事態が生じた疑い又は不登校重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、不登校重大事態に係る対応フローに基づき適切に対応します。

不登校重大事態に係る対応フロー



1 1 インターネットを通じて行われるいじめへの対処

本校では、警察と連携し講話や校内放送によって「情報モラル教室」を実施し、メディアリテラシーの啓発を行っています。また、毎月ネットパトロールを実施し、インターネット上でのトラブルの未然防止に努めています。

インターネットを通じて行われるいじめは、学校外で行われることが多いことから、保護者の家庭での指導と見守りが不可欠です。子どもにルールを教えると同時に、正しいメディア使用を保護者自ら、意図的に演出して手本となる姿を見せていくことも大切です。

子どもと一緒にメディア使用について話し合いましょう。禁止や規制（ルール）は必要です。しかし、それが目的ではありません。子どもが自分自身の力で自らを守ることができるようにすることが、すべての大人の願いです。

- 情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- 学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

1 2 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

本校では、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図るとともに、改定した場合、速やかに家庭や地域に公表し、理解と協力が得られるように努めて参ります。

1 3 学校いじめ防止プログラム

いじめの未然防止のために、全ての教職員の共通認識を図るため、生徒指導上の諸問題等に関する校内研修や生徒指導事例研修などを活用し計画的に行います。

スクールカウンセラーや旭川市こども総合相談センターのスクールソーシャルワーカー、臨床心理士等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施に努めます。詳しくは、別記「学校いじめ防止プログラム」を参照ください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教職員	○いじめ防止対策推進委員会見直し ・「豊岡小学校いじめ防止基本方針」の学校ホームページでの公開 ・児童、保護者への説明内容の	○いじめ防止対策推進委員会 ・年度当初の児童実態の把握 ○生徒指導部会 ・教育相談①の準備 ・生徒指導事例研の準備、運営 ・生徒指導連絡協議会総会への参加	○いじめ防止対策推進委員会 ・いじめ実態調査の準備、提案 ・アンケート結果の集計、分析（以降は随時実施）	○いじめ防止対策推進委員会 ・教育相談結果の確認 ・1学期の取り組みについての点検・評価	○いじめ防止対策推進委員会 ・2学期の取り組みについて確認	○いじめ防止対策推進委員会 ・2学期当初の児童実態の把握
	○職員会議 ・いじめ防止基本方針の共通理解 ・年間計画の作成	○生徒指導事例研修① ・児童理解研修① ・児童理解の推進 ・いじめ撲滅に向けての研修	○生徒指導連絡協議会中央ブロック評議員会の開催Ⅰ	○職員会議 ・1学期の反省	○職員会議 ・校舎外清掃の計画	○生徒指導部会 ・教育相談②の準備
	○市教委いじめに関する実態調査(随時)	○道教委いじめ問題への取組状況の調査 ○授業参観交流(通年)	○道教委いじめ問題への対応状況の調査①		○旭川市生徒指導研究協議会」への参加	○道教委いじめ問題への対応状況の調査②
	○学校ネットパトロール(毎月実施)	○三校連携会議 ・年間計画の確認	○教育相談①の実施 ○いじめアンケートの実施		○光陽中学校部活体験会への参加	
児童	○児童総会での「いじめ撲滅」の周知 ○学校いじめ防止基本方針の説明	○全校集会(つどい)の実施 ・いじめ撲滅宣言 等	○いじめアンケート調査① ○教育相談①	○生活目標の振り返り(通年)		○全校集会(つどい)の実施 - いじめ撲滅宣言の確認
	○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 等	○いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間 等)	○いじめ・非行防止強化月間①	○各種調査の実施		
	○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」	○生命の安全教育の実施(1・3・5学年)	○アセスメントツールによるストレスチェック	○ネット安全教室(4～6学)		
				○SNSの適切な利用に係る学習(2・4・6学年)		
家庭・地域	○書面による啓発 ・豊岡小学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発		○居住地確認の実施	○1学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・学校HP ・参観日 等	○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ	
	○豊岡小学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開			○ネット安全教室実施についての保護者への周知		
	○チェックリストの活用(通年)					
	○いじめに関わる情報収集(通年)					

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	○いじめ防止対策推進委員会 ・教育相談結果の確認 ○生徒指導部会 ・生徒指導事例研修②の準備、運営 ○職員会議 ・保護者個人懇談検討 ○教育相談②の実施 ○いじめアンケートの実施 ○保護者個人懇談の実施	○いじめ防止対策推進委員会 ・アンケート結果の集計、分析 ・学校評価における点検項目についての検討 ○生徒指導事例研修② ・児童理解研修② ・児童理解の推進 ○生徒指導連絡協議会中央ブロック評議員会の開催② ○道教委いじめ問題への対応状況	○いじめ防止対策推進委員会 ・2学期の取り組みについての点検・評価 ○学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組にいての点検	○いじめ防止対策推進委員会 ・学校評価を受けての検討・確認 ○生徒指導部会 ・生徒指導事例研修③の準備、運営 ○生徒指導事例研修③ ・児童理解研修③ ・1年間の取組についての点検、評価 ○学校評価の公開	○いじめ防止対策推進委員会 ・アンケート結果の集計、分析 ○生徒指導連絡協議会中央ブロック評議員会の開催③ ○いじめアンケートの実施 ○アンケート調査から必要と思われる教育相談の実施	○いじめ防止対策推進委員会 ・1年間の取組についての点検、評価 ○三校連携会議 ・進学に伴う情報交換 等 ○市教委いじめに関する実態調査③
児童	○いじめアンケート調査② ○教育相談② ○いじめ・非行防止強化月間②	○アセスメントツールによるストレスチェック ○旭川市いじめ防止推進条例に関する学習（5・6年）	○各種調査の実施 ○CAPあさひかわによる人権教育プログラム（3学年）		○いじめアンケート調査③ ○光陽中学校一日体験入学	○各種調査の実施 ・1年間の振り返り ・ほっと 等 ○光陽中学校生徒による小学校訪問会
家庭・地域		○保護者個人懇談の実施	○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・学校HP ○学校評価への参加			○3学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・学校HP

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう

- ☐「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- ☐兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- ☐保護者への反発が強くなる。
- ☐食欲がない。
- ☐寝言などでうなされることがある。
- ☐勉強が身に入っていないように見える。
- ☐帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- ☐最近、よく物をなくす。
- ☐学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- ☐メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- ☐友達から呼び出される。
- ☐頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- ☐学校のノートや教科書を見せたがらない。（＊教科書への落書き、破れ）
- ☐保護者の前で宿題をやろうとしない。（＊プリントへの落書き、破れ）
- ☐学校行事に来ないでほしいと言う。
- ☐学校からのプリントを見せない。
- ☐放心状態でいることがよくある。
- ☐何もしていない時間が多い。
- ☐倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- ☐無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう。

- ☐ 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- ☐ 気分の浮き沈みが激しい。
- ☐ 兄弟姉妹にあたるが増える。
- ☐ 理由もなくイライラする。
- ☐ 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- ☐ 成績やテスト結果が急に下がる。
- ☐ 制服や衣服の汚れが顕著になる。
- ☐ 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- ☐ 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- ☐ メールやブログ等を見ようとししない。
- ☐ いたずら電話がよくかかってくる。
- ☐ ちょっとした音に敏感になる。
- ☐ 友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- ☐ 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- ☐ 学校や友達的话题を避けるようになる。
- ☐ 持ち物への落書きがある。
- ☐ 衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- ☐ 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- ☐ 登校を渋る。
- ☐ 身体を見せたがらない。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- ☐ 急に誰かを罵ったりする。
- ☐ かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- ☐ 身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- ☐ 身体にマジックによるいたずらがある。
- ☐ 急に友達関係が変わる。
- ☐ 友達から頻繁に呼び出される。
- ☐ 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- ☐ 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- ☐ 少年団活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- ☐ 学校を転校したいと言い出す。
- ☐ 金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- ☐ 以前では考えられないような非行行動が見られる。
- ☐ 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- ☐ 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。